

第59回運用委員会	資料1
平成24年7月24日	

第1回年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会 平成24年7月17日	資料1
--	-----

年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会

(開催要綱)

1 目的

年金積立金管理運用独立行政法人については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」により、固有の根拠法に基づき設立される法人とする等の方針が定められたところ。

本検討会は、基本方針に基づく法人の仕組みを検討するため、厚生労働省年金局長（以下「年金局長」という。）が有識者の参集を求め、開催するものである。

2 論点

- ・会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化
- ・経営に係る責任の明確化
- ・外部の目による徹底した評価
- ・国の関与の強化
- ・透明性及び説明責任の確保
- ・その他

3 構成員

- ・別紙のとおり

4 今後の進め方

- ・論点について年内を目処にとりまとめる。

5 運営

- ・検討会の庶務は、年金局総務課において行う。
- ・検討会は年金局長の検討会として開催する。

(別紙)
(敬称略・五十音順)

井潟 正彦 (株) 野村資本市場研究所執行役員
(関西学院大学商学部客員教授)

井出健二郎 和光大学経済経営学部教授

植田 和男 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授

小島 茂 公益財団法人連合総合生活開発研究所主幹研究員

川北 英隆 京都大学大学院経営管理研究部教授

神田 秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

弥永 真生 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

米澤 康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針
〔平成 24 年 1 月 20 日閣議決定〕【抜粋】

(別紙)各独立行政法人について講ずべき措置

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。
- 法人の業務は、貴重な国民の財産である年金資産の管理・運用であり、運用による損失は国の負担に直結することから、適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性を確保しつつ、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。
- 具体的な制度の在り方については、例えば、国としての責任が果たせる監督権限の導入、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能等の強化や経営に係る責任の明確化、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の導入等の観点から検討を進める。